

ふたばの会 会則

第1条 名称・事務所

本会は、正式名称を『ふたばの会』とする。連絡事務所を代表者宅におく。

第2条 目的

この会は、ダウン症児のより健やかな成長、発達および社会環境の充実に願って、会員およびその子どもの学習、親睦、その他の交流を図ることを目的とする。

第3条 会員

この会は正会員と賛助会員をもって組織する。ダウン症児の父母、またはそれに代わる保護者は正会員、その他の支援者は賛助会員とする。

第4条 事業

本会は以下の事業を行う。

1. 会員相互の支援活動(療育・育児・就学・就労)
2. ダウン症児への理解ならびに知識を高める活動
3. 会報の発行
4. 関係団体との協力、連絡、交渉
6. その他目的を達成するための活動

第5条 役員

1. 本会に以下の役員を置く

代表 会を代表し、会務を総括し、総会、役員会を招集主宰する。

副代表 代表を補佐し、代表に事故があるときはその代理をする。

また、関係団体との連絡、調整、交渉にあたる。

会計 本会の財産を保管し、予算に基づいて会計事務を処理する。

総会に決算報告をする。

2. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

1) 代表、副代表は他の役員及びリーダーを兼任できない。

2) 役員は次期の者への引き継ぎが行われるまでその職務にあたる。

3) 年度途中で欠員が生じた場合には、役員会で承認を得て補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

第6条 会計監査

1. 本会の会計を監査するため、会計監査委員を置く。
2. 会計監査委員の選出は前年度会計役員から選出し、総会の承認を得て決定する。
3. 会計監査委員は役員及びリーダーを兼任できない。
4. 欠員が生じた場合は、前年度の役員の中から選出し、役員会で承認を得て決定する。その任期は前任者の残任期間とする。

第7条 活動グループ・係

活動グループ・係は必要に応じて設けることができる。詳細は別紙にて定める。

第8条 会 議

1. 総会

- 1) 総会は最高意思決定機関であり、正会員の過半数の賛成(可決同数の場合は、議長の賛成)によって議決する。
- 2) 総会は年1回開催する。ただし代表が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の要求があつたとき、代表はこれを開かなければならない。
- 3) 以下の事項は、総会の承認を得なければならない。
 - イ. 役員・会計監査
 - ロ. 会則の改正
 - ハ. 決算ならびに予算
 - ニ. その他役員会で重要と認めた事項

2. 役員会

- 1) 役員会は総会に次ぐ意思決定機関として、本会の運営にあたる。その任務は以下の通りとする。
 - イ. 会の運営・事業について総合的な企画、連絡統一をはかる。
 - ロ. 役員・リーダー・会員より提案された事項の審議決定。
 - ハ. 総会に提出する議案の作成。
 - ニ. その他の本会の活動全般に関する事項の審議決定。
- 2) 役員会は、原則として月一回開催する。
- 3) 役員会の構成は別紙にて定める。また、代表は必要に応じて活動グループリーダーや係を役員会に出席させることができる
- 4) 役員会は出席した役員および年齢別リーダーの過半数の賛成によって議決する。

第9条 会 計

1. 本会の経費は会員からの会費による収入で支弁する。他に収益金・寄付金等を収入とすることができる。
2. 会費については別紙にて定める。

付記 2000年5月14日改定
 2003年5月17日改定
 2007年5月13日改定
 2008年5月17日改定
 2012年5月20日改定
 2016年5月22日改定
 2018年6月19日改定